

不登校の子どもたちの 多様な学びを支援する ガイドブック



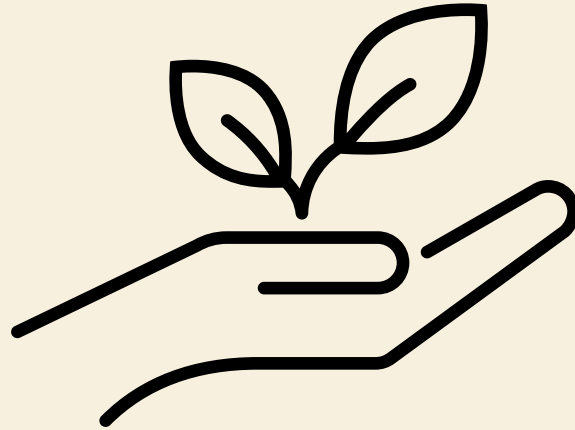
豊中市教育委員会事務局

令和6年(2024年)3月

もくじ

I. 保護者のみなさまへ	1
II. 国の動向	3
III. 豊中市の不登校児童生徒への支援について	4
1 多様な教育機会と支援方法	4
2 学校内における支援	5
1) 教職員による支援	5
2) 専門家による支援	5
3) 校内別室やICTを活用した学習支援	7
3 学校外における支援	9
1) 青少年交流文化館いぶき（創造活動）	9
2) まなびの場（創造活動）	14
3) その他の学習支援について	15
4) 民間フリースクール等について	15
5) 相談窓口一覧	15

Ⅰ. 保護者のみなさまへ



日々、懸命に子どもを見守り、大切に育てている保護者のみなさまが「学校に行かなくなった」「行けなくなった」子どもの姿を前にした時、焦り、不安になり、何とか元に戻そうと、必死になります。子どもを慈しむ保護者のみなさまにとっては、当然の行動だと思います。しかし、その姿は子どもが育つうえでの必要な SOS のサインでもあるのです。

登校できない背景に「友人や教師との人間関係がうまくいかない」「学校生活のシステムになじめない」「学習の仕方がわからない」「自分に自信が持てない」「社会や家族に自分は大切にされていないのかもしれない」・・・等々があり、しんどい気持ちをまわりに知らせようとしているのだと考えられます。

不登校になった当初は不安を感じたり悲観的になっていたりしても、時間が経過する中で、「不登校の時間があったから、自分を見つめられた」「その時間が与えられたから、子どものことを真剣に考えることができた」と、振り返り、語った方がおられました。

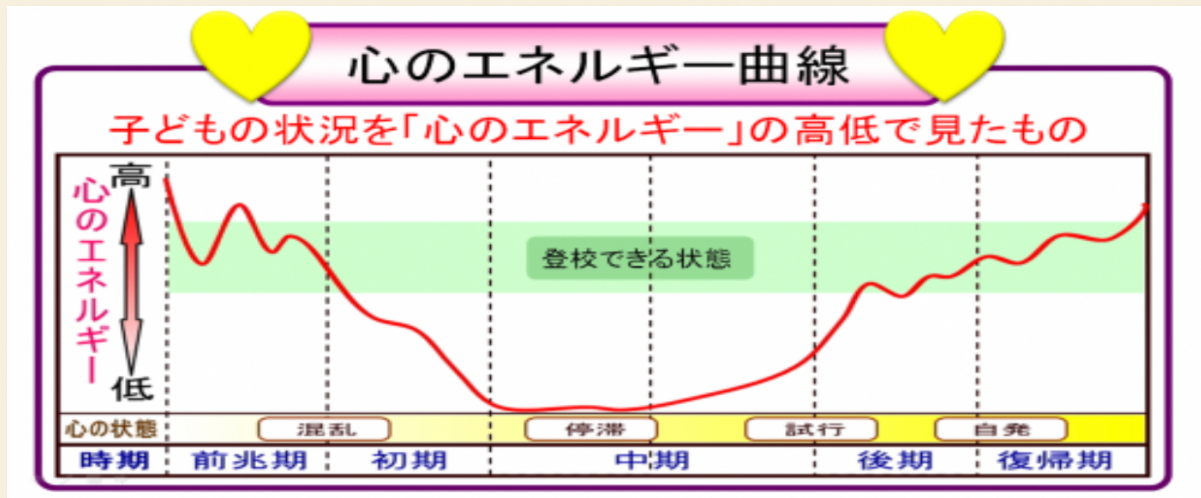
私たちは、保護者のみなさまや子どもたちにとって安心できる存在となり、安全な居場所を保障し、自分で生きる力を取り戻すために共に歩き、保護者のみなさまも子どもたちも孤立することがないように、ゆっくり、じっくり、ていねいに寄り添いたいと思います。

心のエネルギー

「心のエネルギー」は佐賀県教育支援センターによって提唱されているもので、友達エネルギー」「学習エネルギー」「家庭エネルギー」「調節エネルギー」の4つに分類されており、「生活を送るための楽しみ、喜び、安心感、満足感、充実感」等から得られるエネルギーを指し、さまざまな活動の中でこのエネルギーを感じ取り、蓄え、活用しているとされています。普段はあるエネルギーが低下したとしても、自己回復しながら生活を送っています。ただ、悪い状態においては、全体のバランスが悪くなったり、あるいはエンプティ状態（エネルギーが空っぽの状態）になったりしてしまい、何に対しても活動の意欲がわかなくなってくると考えられています。

心のエネルギー曲線

「心のエネルギー」の状態を視覚化したものが、「心のエネルギー曲線」です。「心のエネルギー」は低い状態で停滞してしまうことがあり、この状態が俗にいう「引きこもり」や「完全不登校」と言われる時期です。しかし、この状態の長短には個人差があり、いずれ「心のエネルギー」を回復させていく時期が訪れるとされています。ただ、この時期がいつくるか分からないものの、回復させる時期を周りにかかわる者が作り出すことはできると考えられています。



豊中市では、心のエネルギーの回復に向けた支援をします。また回復してきた時の多様な学びを支援します。このガイドブックでは、豊中市の支援方法と教育機会についてご紹介します。

Ⅱ．国の動向

平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）が施行され、「学校外での多様な学習活動の重要性」や「休養の必要性」が明記されました。また、令和元年 10 月には、文部科学省が「不登校児童生徒への支援の在り方について」を改訂し、学校教育の一層の充実と、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うよう努めるとともに、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図り、社会的自立を支援すること等が示されました。そして、令和 5 年 3 月には【誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現】していくための COCOLO プランが取りまとめられました。



教育機会確保法



不登校児童生徒への支援の在り方について



COCOLO プラン

不登校児童生徒をとりまく背景や本人の希望なども考慮し、一方的に「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、本人が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立するためにどんな支援が必要かを考えることが重要です。

教育機会確保法のポイント

（基本理念）

第三条

- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること
- ・不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること

（支援の状況等に係る情報の共有の促進等）

第九条

- ・不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び支援の状況に関わる情報を関係者間で共有すること

「不登校児童生徒への支援の在り方」のポイント

（支援の視点）

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すこと。また児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

（学校教育の意義・役割）

- ・児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、関係機関が情報共有し、組織的・計画的な決め細やかな支援策を策定すること
- ・本人の希望を尊重した上で、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行い、フリースクール等民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完すること

COCOLO プランのポイント

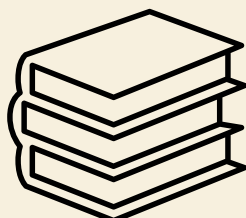
（概要）

- 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、
1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
 2. 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
 3. 学校の風土の見える化を通じて、学校を「みんなで安心して学べる」場所にする
- ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、取りまとめ。

Ⅲ. 豊中市の不登校児童生徒への支援について

1

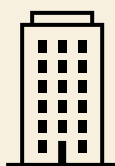
多様な教育機会と 支援方法



豊中市では学校と青少年交流文化館いぶき（創造活動）を中心に、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざし、多様な教育機会の確保に向けた支援を行っています。また、必要に応じて福祉等の関係機関と連携します。



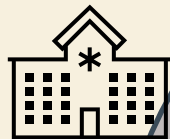
青少年団体連絡協議会



行政



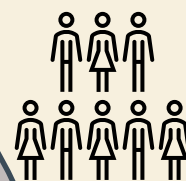
若者支援総合相談窓口



医療機関



青少年交流文化館いぶき（創造活動）
〈市立教育支援センター〉
不登校児童生徒・保護者支援の拠点



社会福祉協議会

（CSW：コミュニティー
ソーシャルワーカー）



子ども・家庭



フリースクール等

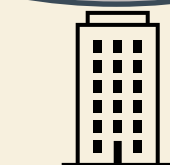


学校



青少年団体連絡協議会 HP

はぐくみセンターHP



はぐくみセンター



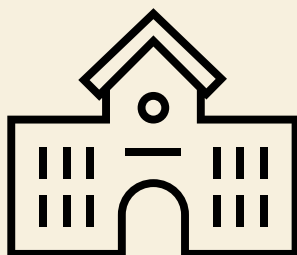
若者支援総合相談窓口 HP

社会福祉協議会 HP



2

学校内における支援



担任だけではなく校内会議等で複数の教職員や専門家と情報共有し、アセスメントに基づいた、多面的で適切な支援の実現をめざします。また、必要に応じて学校外の関係機関との協力・連携を検討します。

1) 教職員による支援

子どもの様子の変化や不安などの SOS に気づき早期に支援を始められるよう、担任や養護教諭をはじめ、子どもたちに日ごろ関わる教職員間で情報を共有のうえ、保護者からのご相談をお受けしています。欠席の状況などをふまえ、必要に応じて教職員が電話や家庭への訪問、一人一台タブレットを活用したオンライン相談などにより、子どもたちや保護者とコミュニケーションを図り、これからのことを一緒に考えるなど寄り添った支援を行います。

2) 専門家による支援

市立小学校には、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが、市立中学校には心理の専門職であるスクールカウンセラーが、義務教育学校にはその両方が定期的に勤務しています。相談を希望される場合は、ご在籍の学校にご相談してください。担任をはじめ複数の教職員やこれらの専門家が情報共有しながら、多面的できめ細やかな支援を行います。

スクールソーシャルワーカー（SSW）って？

学校において子どもを取り巻く環境に関する支援を行う福祉の専門家です。

（社会福祉士・精神保健福祉士等）

- ・教職員とチームになって支援を考えます。
- ・必要に応じて関係機関と連携し利用できる制度やサービスを紹介します。

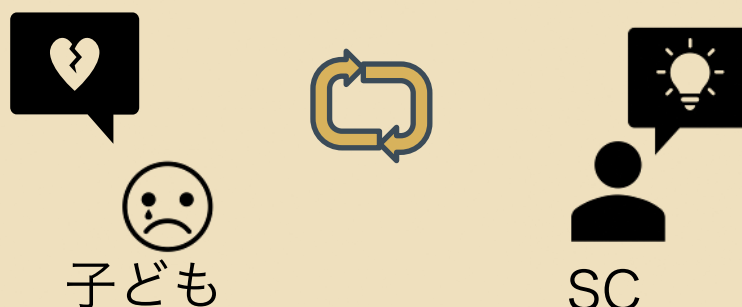


スクールカウンセラー（SC）って？

学校において子どもの心理に関する支援を行う心理の専門家です。

（公認心理師・臨床心理士等）

- ・心理教育等の観点に基づいた学校生活全般に対する支援や、子ども・保護者・教職員への相談対応を行います。
- ・子どもとの面談を通して心の状態を把握し、支援策を立案・助言を行ったり、保護者との面談を行い、子どもへの理解や対応の仕方について助言したりします。



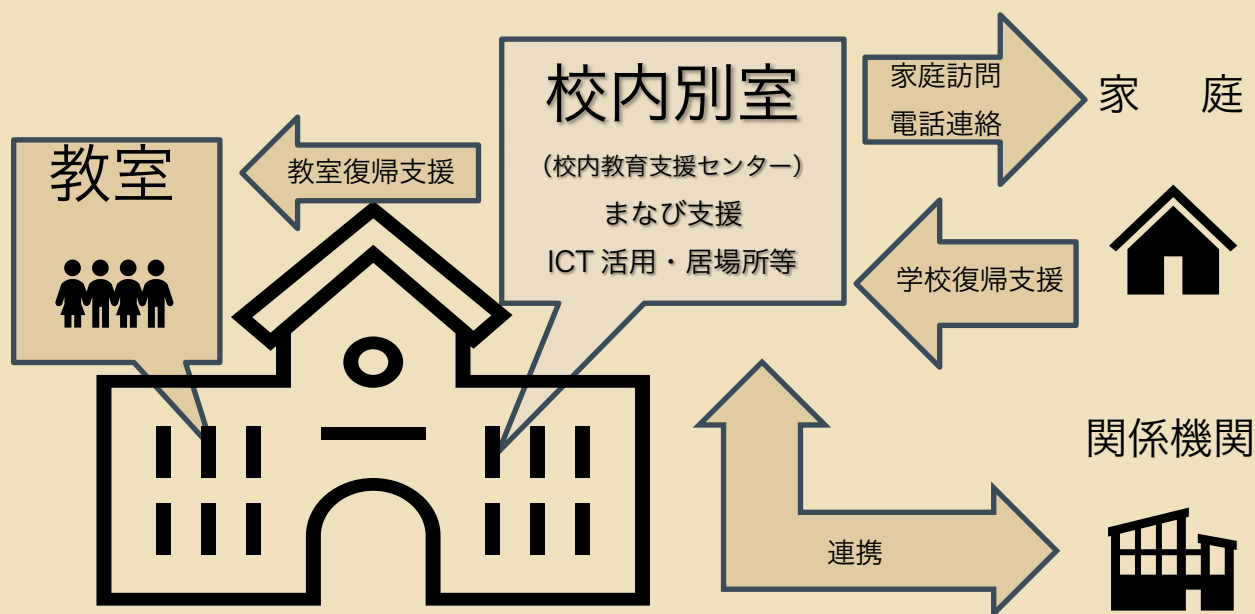
3) 校内別室やICTを活用した学習支援

教室に入りづらい状態や学校に登校しづらい状態にある場合、子どもたちの状況に応じて教室以外の別室（校内教育支援センター）での対応などを検討します。

登校できない子どもたちの学習を支援するため、本人・保護者と十分に話し合ったうえで、一人一台タブレット端末を活用したオンライン授業等の活用も検討していきます。あくまでも学習支援であり、オンライン授業をもって出席認定するものではありませんのでご注意ください。

校内別室（校内教育支援センター）って？

自分の教室に入りづらい時に過ごすことのできる場所で、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境のことです。ここでは学校の課題等に取り組んだり、自分の教室とつなぎ、オンラインで授業が受けられたりします。学校によっては、青少年交流文化館いぶき（創造活動）からスタッフを派遣し別室での支援を行なっています。



※校内別室の詳細は学校によって異なりますので、各学校にお問合せください。

ICT を活用した学習って？

豊中市教育委員会では、児童生徒の学びを保障するために一人一台タブレット端末を活用して実施するオンライン授業、オンライン学習など（以下、オンライン授業等という。）の実施についてルールを定めています。

豊中市立学校におけるオンライン授業実施要領はこちら



オンライン授業等の実施内容

タブレット端末を活用しての学習は、以下の3つの形態で必要に応じ実施します。

（１）同時双方型オンライン授業

学校と自宅をつないでライブで行う授業、ホームルーム（朝の会・終わりの会）、健康観察などを行います。

（２）動画配信型オンライン授業

授業内容に関わる説明の動画等を配信し、自宅で視聴する授業です。

（３）オンライン学習

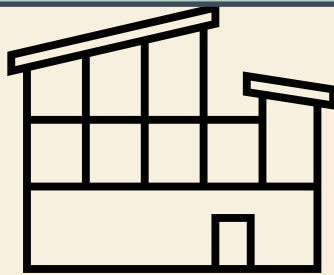
タブレット端末内の授業支援ソフト、ドリル等に自宅で取り組む学習です。

※各形態の詳細は、実施要領でご確認ください。

※やむを得ず学校に登校できない（不登校の場合を含む。）児童生徒への学習指導等につきましては、教室授業の配信、課題の説明動画の配信、授業後の板書画像の配信、課題ドリルの送信、プリント学習などを、個別に学校と調整の上組み合わせて実施いたします。詳細は学校によって異なりますので、各学校にお問合せください。

3

学校外における支援



「学校には行けないけれど、学びたい」と思った時に学校外でも学べる環境の確保をめざしています。

場合によっては、在籍校での出席認定になり、子どもたちの努力に対する評価につながります。

1) 青少年交流文化館いぶき（創造活動）

創造活動 HP



豊中市在住の不登校の小中学生を対象に、家庭と学校との中間的ステーションとして安心できる心の居場所を提供します。子どもたちが興味・関心のある活動を通してさまざまな生活体験を積み、人とのふれあいを深める援助をします。心のエネルギーを高めていく中で、学校へ復帰することや自立して社会に関われることをめざします。

◆ 創造活動には次の3つの活動があります

① 相談援助活動

来館相談と電話相談があり、継続的な相談援助を行います。教職員を対象とした相談もあります。

② 訪問援助活動

外出できない状態の子どもに対しては、学生カウンセラーが定期的に家庭を訪問し、「よき兄弟」「よき友」となって援助を行います。

③ 自主創造活動（登館活動）

外出できる状態の子どもは、登館して活動を行います。まずは個人援助活動から始め、その後、グループ活動に移行します。子どもの状況に応じて、プログラム以外の活動（自主プログラム）をすることもあります。

◆ 学校との連携

援助や指導の経過の中で、個々の子どもの変化に応じて、学校との連携・協力を行います。

◆ 家庭との連携

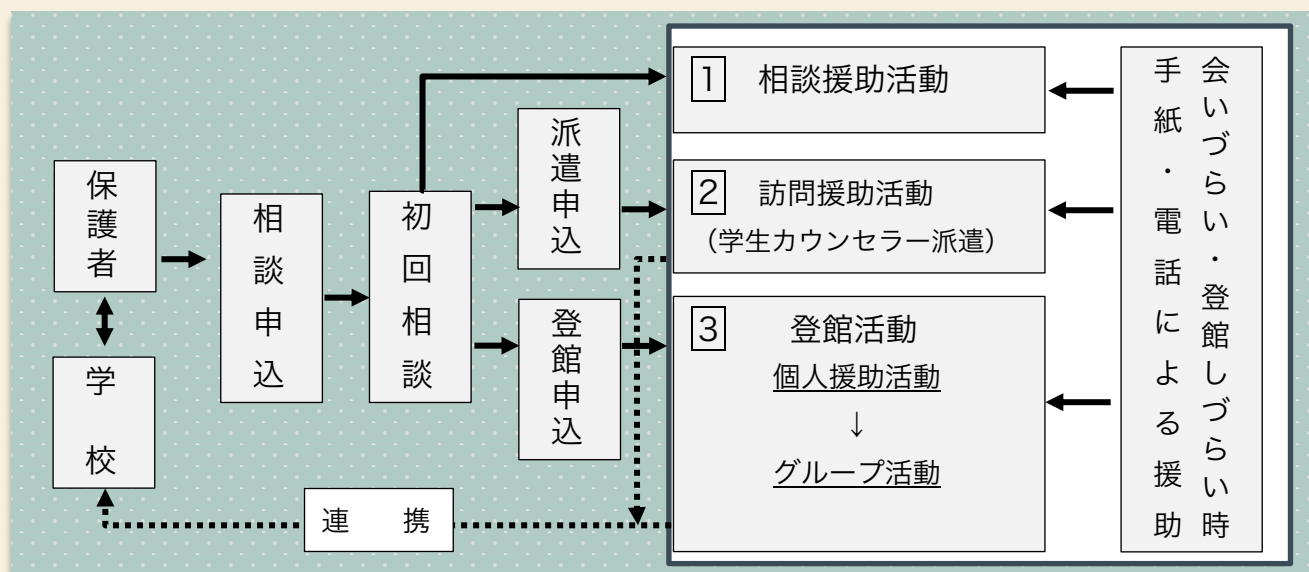
個人懇談や全体懇談会等、保護者のみなさまのお話を伺う機会も設定しています。

中学校卒業後の若者（15歳から39歳まで）を支援する総合相談窓口（ひきこもり支援など）も青少年交流文化館いぶき内に設けており、連携した取組みを進めています。



若者支援総合相談窓口 HP

利用にあたって



初回相談をお申し込みください。

登館を検討していない場合であっても相談していただくことができます。

※相談は電話での予約が必要です。

相談日時

火曜から土曜 9：00～17：00（年末年始、祝日は除く）

活動日時

水曜と金曜 10：00～15：00

火曜と木曜 10：00～12：00（個人援助活動は午後もあり）

土曜 個人援助活動

（日曜・月曜・祝日は活動なし）

自主創造活動について

登館してすぐは週に1回1時間程度の個人活動から始め、慣れてきた頃に子どもの状況に応じてグループ活動に参加していきます。グループ活動には全て参加する必要はなく、興味関心を持ったものから参加していきます。参加する曜日や時間など、**自分のスタイルに合った利用の仕方**ができます（部屋やスタッフに限りがあるので相談しながら決めていきます）。その他、年間を通じて館外活動への参加や、自学自習ができるまなびの場（P14参照）を利用することができます。

青少年交流文化館いぶき（創造活動）内での活動は、**在籍校での出席認定**とすることができます。

◆ グループ活動の主な内容とねらい (☆は専門のプログラム指導員が指導します)

☆クッキング

仲間と協力して調理し、楽しく食事をします。家庭でも自分の食事を用意できることを目指します。

☆生活を学ぼう

(青少年団体連絡協議会との連携)

自然の素材を使って作品を作ります。土に親しみ、作物の成長と収穫の喜びを味わいます。

☆茶道

静かな雰囲気の中でお茶を点て、心の安らぎを感じます。

☆リズムで遊ぼう

個々の子どものお気に入りの楽曲を聴きあったり、今まで経験しなかったさまざまな楽器の演奏にチャレンジしたりします。音楽に親しみ、表現する楽しさを感じます。

☆つくってみよう

絵画・手工芸等を個人や共同で制作し、創造力を高めながら作る楽しさと完成の喜びを味わいます。

☆学習

個々の子どもが希望する学習を自分のペースで行います。

☆体を動かそう

柔軟体操・卓球・ボール運動等の軽スポーツをします。体を動かすことで心も動き、エネルギーが生まれます。

☆やすらぎタイム

仲間やスタッフとの交流の時間として語らい・ゲーム・創作活動・ソーシャルスキルトレーニングなどをします。

○館外活動・宿泊行事

社会見学・歴史探訪・ハイキング・乗馬等を月1回程度実施し、子どもたちの視野と行動範囲を広め、社会的な経験を豊かにしていきます。

状況に応じて年に1度の宿泊行事も企画しています。

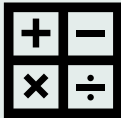
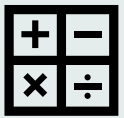
○青少年団体連絡協議会との連携

当協議会の加盟団体であるガールスカウト・ボーイスカウト・こども会連合会等の団体とも協同し、さまざまな体験活動ができます。団体の活動に興味・関心がある場合は、創造活動とは関係なく団体に参加することができます。

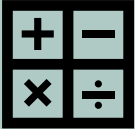
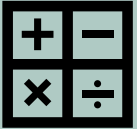


青少年団体連絡協議会 HP

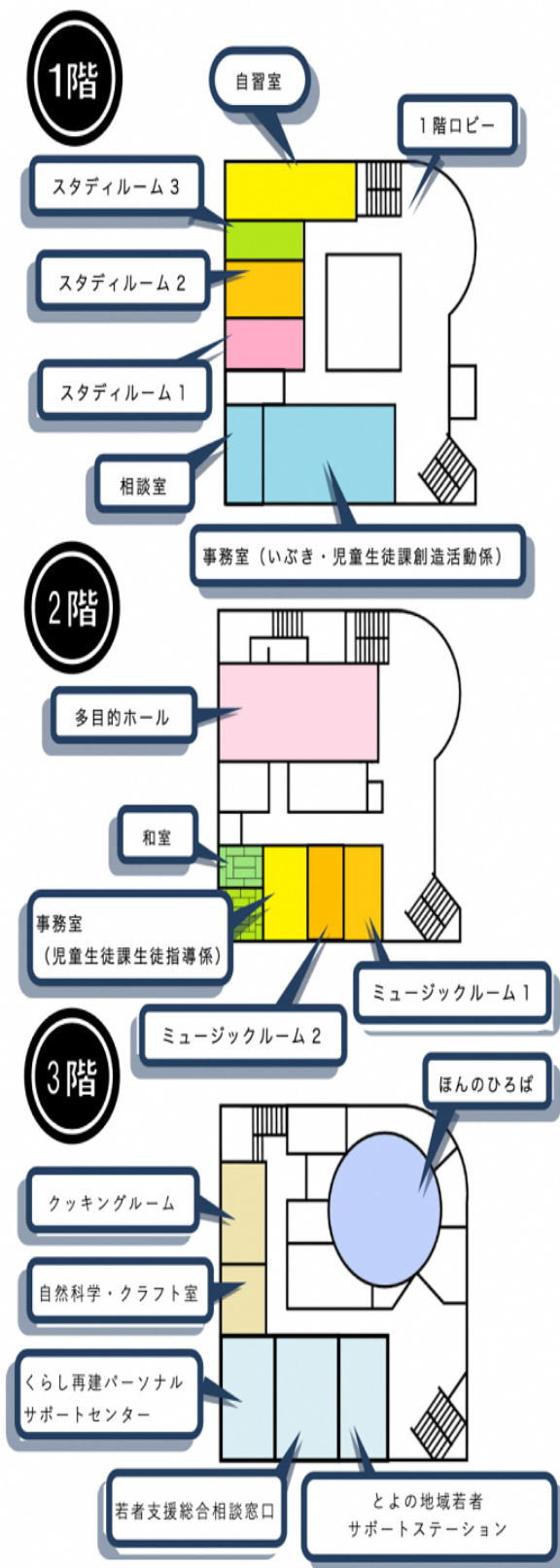
グループ活動の例①（学校へも登校するパターン）

🕒	月	火	水	木	金
10:00 ~ 12:00	創造活動休館	HR（活動予定の確認）			
	学校	リズムで遊ぼう 	自宅	つくってみよう 	学校
13:00 ~ 15:00	学校	まなびの場 	自宅	まなびの場 	学校

グループ活動の例②（創造活動中心に活動するパターン）

🕒	月	火	水	木	金
10:00 ~ 12:00	創造活動休館	朝のつどい（活動予定の確認）			
	自宅	リズムで遊ぼう  OR 学習 	クッキング  OR 生活を学ぼう 	学習  OR つくってみよう 	体を動かそう 
13:00 ~ 15:00		まなびの場 	学習  OR つくってみよう 	まなびの場 	やすらぎ タイム 
		HR（活動の振り返り）			

施設案内



交通案内

所在地：

〒561-0858

豊中市服部西町4丁目13番1号

(豊中市立青少年交流文化館いぶき内)

お問合せ：

豊中市教育委員会事務局

児童生徒課 創造活動係

(火～土：9：00～17：00)

TEL 06-4866-6310

FAX 06-4866-6385

アクセス：

阪急宝塚線「服部天神駅」下車 西へ

約900m、市立豊島体育館の西となり

駐車場：

有料60台(障害者用3台)武道館ひびき、豊島体育館と共用。駐車料金は最初の30分無料、以降30分ごとに100円

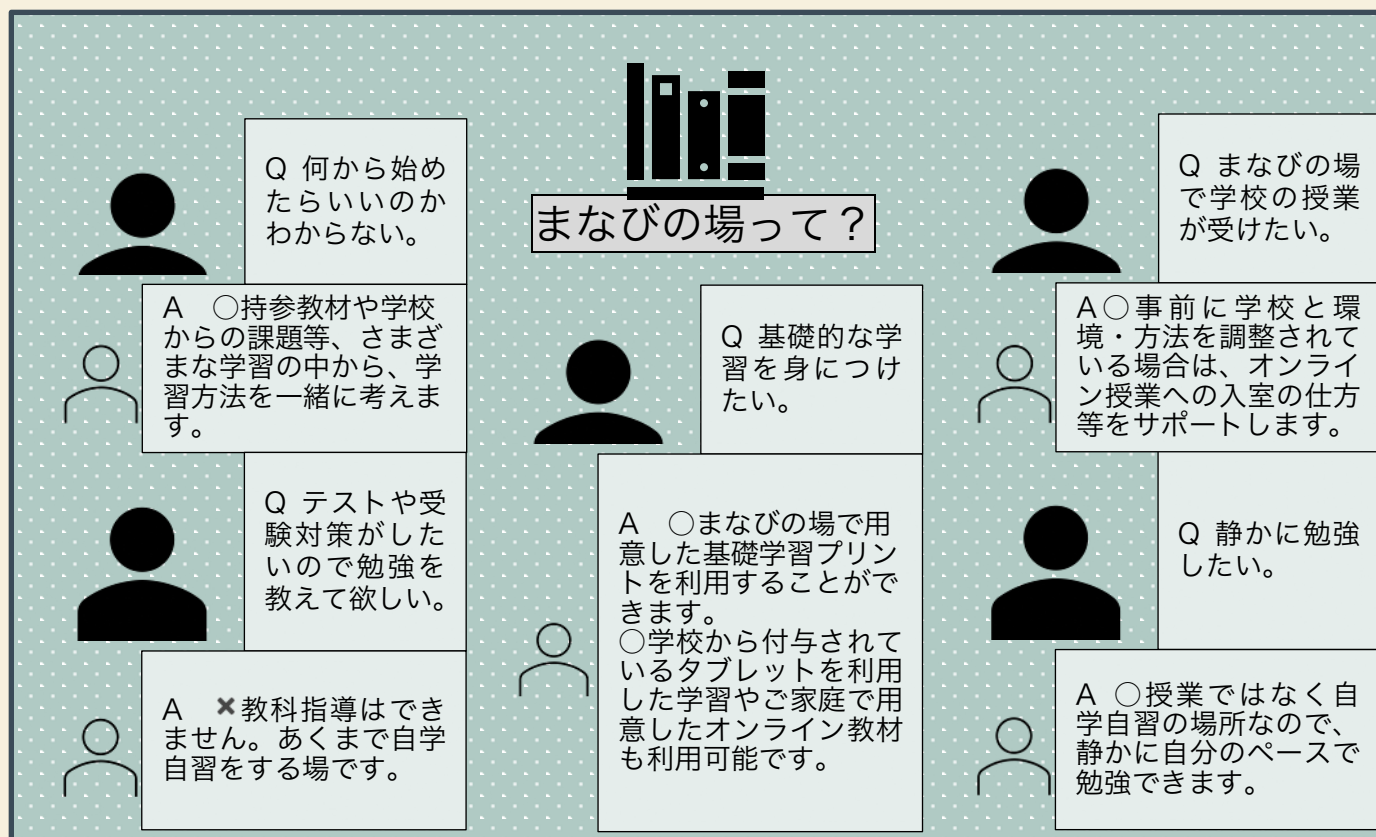


2) まなびの場（創造活動）

まなびの場（創造活動）HP



- ・創造活動の一つとして、ショコラ（豊中市庄内コラボセンター）（庄内幸町4）内にある自学自習スペースが利用できます。
- ・専属のスタッフが常駐し、学習支援のサポートをします。
- ・まなびの場を利用した日は学校と協議のうえで出席扱いにすることができる場合があります。



対象児童生徒

創造活動の援助を受ける児童生徒（小学校4年生～中学校3年生・義務教育学校4～9年生）

利用できる日時

火曜から金曜 13:00～16:00

土曜 9:00～12:00

※日・月・祝日は開設しません

※その他開設しない日もあります。

※利用にあたっては、創造活動での初回相談が必要です。



初回相談申し込み

06-4866-6310

相談日時

火曜から土曜 9:00～17:00

(年末年始、祝日は除く)

3) その他の学習支援について

令和5年度(2023年度)から、市内の全中学校・義務教育学校の生徒(希望者)を対象に、公民館などで実施しています。民間教育機関の講師が指導に当たり、家庭学習の習慣と学力の定着をめざします。不登校の子どもだけを対象とした事業ではありませんが、全ての市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒であれば誰でも無料で参加できます。〈参加申し込みはチラシに記載の受託事業者へ。事業内容についてのお問い合わせは市立中央公民館へ(電話 06-6866-0555)〉

マチ☆スタ(放課後・土日にかかる中学生の学習支援)HP



4) 民間フリースクール等について

不登校の子どもに対し、民間団体が自主的に設置・運営している施設です。学校教育法に基づく学校ではありませんが、独自の運営理念に基づき特色あるプログラムを行うなど、多様な民間フリースクール等があります。

一定の要件を満たしていれば、こうした民間フリースクール等の利用を在籍学校の出席に認定できる場合があります(学校と教育委員会がフリースクール等と十分に協議を行ったうえで判断します)。

※各フリースクール等の活動内容や費用などの詳細については、各施設に直接ご確認ください。



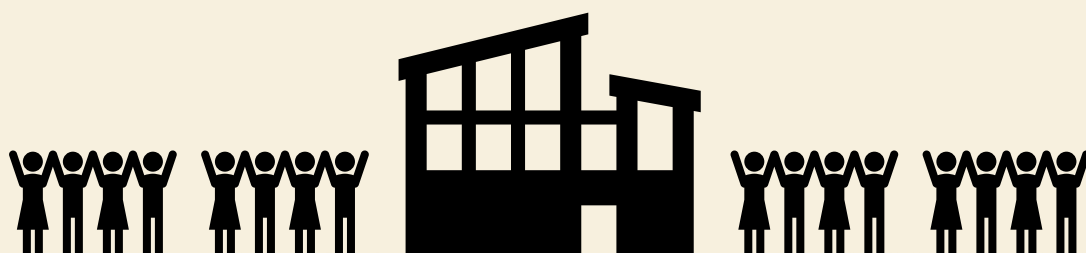
5) 相談窓口

HPに記載されているのでご参照ください。

豊中市の各種相談のHP



○不登校に関する相談



豊中市教育委員会事務局

児童生徒課 創造活動係

所在地：

〒561-0858

豊中市服部西町4丁目13番1号

(豊中市立青少年交流文化館いぶき内1F)

TEL 06-4866-6310

FAX 06-4866-6385

(火～土：9：00～17：00)